

八頭町観光資源周辺景観形成事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、八頭町内の観光地やその周辺の環境保全・美化に地域で取り組み、守り育てることで、観光資源としての魅力向上を図り、自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進を目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 この事業は、町が集落又は任意団体（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(事業の内容等)

第3条 事業者は、町内観光地やその周辺の環境保全・美化活動及び花苗、草花の植栽等を行うものとする。ただし、事業者が地権者でない場合は、地権者の承諾が得られているものとする。

2 事業の実施期間及び回数は、事業を実施する日から起算して4か月以上継続して取り組み、年3回以上実施するものとする。

(委託料の額)

第4条 委託料の額は、前条に定める活動を行うために必要な経費として、1事業につき5万円とする。

(事業実施者の選定等)

第5条 この事業の実施を希望する事業者は、「八頭町観光資源周辺景観形成事業実施計画書」（様式第1号）（以下「計画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 事業実施場所の現況写真及び事業実施範囲を示したもの

(3) 地権者の承諾書（実施場所の地権者が事業者と異なる場合のみ）

2 町長は、前項の規定により計画書の提出を受けたときは、当該内容について審査し、事業実施の可否を決定し、その旨を事業者に通知するものとする。

(委託契約の締結)

第6条 町長は、前条第2項の規定により事業者を決定したときは、当該事業者と委託契約を締結するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に当たり必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。